

令和7年度田布施町当初予算編成方針

■地方行財政等に関わる国の基本方針

国は、経済財政運営と改革の基本方針(2024)【骨太の方針】において、『賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現』として、デフレから完全に脱却し、成長型の新たな経済ステージへと移行させていくとしています。

(賃上げの促進)

成長型の新たな経済ステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上であり、非正規雇用労働者の各種手当等の待遇差是正や医療・介護・障害福祉サービスについての賃上げに向けた取組を進めるとしています。

(地方創生及び地域における社会課題への対応)

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しするとともに、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化等を実現すべく取組を実行するとしています。

また、地域公共交通について、地域の持続性にも直結する課題である買物環境の確保等における地方公共団体の主体的な取組を支援するとともに、農業の持続的な発展に向けて、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保の促進、農業法人の経営基盤強化やスマート技術の開発等を進めるとしています。

(防災・減災及び国土強靱化の促進)

気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するとしています。

(少子化対策・こども政策)

「こども未来戦略」に基づくこども・子育て支援加速化プランに盛り込まれた施策である経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充などに取り組み、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するとしています。

(地方行財政基盤の強化)

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしています。

■本町の財政状況等

令和5年度決算では、前年度と比較し、財政基金残高が約1億円減少し、基金残高全体で12億8千万円となりました。町債残高は保健センター整備事業等により投資的経費が多額となったため、前年度からの微減に留まり、51億3千万円となりました。主な財政指標については、経常収支比率は90.6%（R4：94.1%）、実質公債費比率は9.7%（同：10.4%）、将来負担比率は21.9%（同：19.4%）となっています。

中期財政見通しでは、今後、扶助費や介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加や一部事務組合における更新費用等に対する負担金の増加、情報システムの標準化等に伴う経費などが見込まれ、人口減少が進む中、基金が大幅に減少するなど将来世代へ過重な負担を強いる恐れがあります。

令和7年度の収支見込みにおいては、約3億2千万円の財源不足となっています。こうした厳しい財政状況が続くことを踏まえ、持続可能な行財政運営のための取組を進めていかなければなりません。

■予算編成の基本方針

「第6次総合計画実施計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って予算を編成します。「第6次総合計画」については、令和7年度が計画期間の最終年度です。計画に掲げる町の将来像である『～いのち育み 未来へつなぐ～笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施』の実現に向け、着実に取組を進めるものとします。

また、次の視点を踏まえるものとします。

（１）少子化対策・こども政策の推進

未来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長していくための環境や制度の整備を国が推進する方針と歩調を合わせて進める。

（２）ワイズスペンディングの徹底

E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を行う。

客観的な費用便益分析による事業の取捨選択、財源確保対策、経常経費の抑制に徹底して取り組む。

また、今後の人口減少、少子化等を見据えた取組を推進する。

■ 予算要求基準

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、令和6年度当初予算額（一般財源ベース）を限度額とします。その他の経費については所要見込額とします。

◎ 基本的な考え方

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、原則として、事業ごとに前年度予算額を上回らないように要求すること。

ただし、物価の高騰等の影響により、やむを得ない場合はこの限りではないが、抑制措置や代替措置等について十分検討すること。

○ 経常的な経費（人件費、扶助費を除く。）について

- ・ 維持修繕費や施設管理費、その他一般事業費で経常的な経費を対象とする。
- ・ 負担金のみで増加が決定しているなど、やむを得ない場合はこの限りではないが、その分、他の事業で削減できないか検討すること。
- ・ 経常的経費と臨時的経費が混在している事業の場合は、臨時的経費を除いた額を基準とすること。
- ・ 前年度要求額を上回らないからと、安易に前年度予算額を要求しないこと（内容をよく精査し、削減できるものは削減すること。）
- ・ 令和6年度予算での駆け込み執行はしないこと（決められた執行のみ）。
- ・ 対象経費の令和7年度増額補正は、原則認めない。

○ その他の経費について

- ・ 投資的経費は所要見込額とする。
- ・ その他臨時的経費は所要見込額とする。
- ・ 新規事業は所要見込額とする（既存事業について廃止を含め検討すること。）。

※必要経費についてはよく精査すること。

※新規事業は、既存事業の中に含めるのではなく、科目登録をして要求すること。

■ その他留意事項

具体的な留意点等は、次の「令和7年度当初予算見積要領」のとおりですが、国・県等からの情報収集に努め、新しい情報についてはその都度財政係まで連絡してください。

なお、予算要求書の提出後、地方財政計画の状況等により、再度、要求の見直し等を求めることもあり得ますのでご留意ください。

令和 7 年度当初予算見積要領

1 令和 7 年度予算は「年間予算」として編成する。

原則、年度内に予定される全ての歳入と歳出を計上すること。

2 田布施町総合計画の推進等

- (1) 田布施町総合計画実施計画及び田布施町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合に留意するとともに、計画に計上した事業費については、再度、コスト縮減や有利な財源等を検討して要求すること。
- (2) 新規に予算化する場合は、経費内訳を整理（事業科目を分ける等）するとともに、関連する既存の事務事業の廃止についても必ず検討し、スクラップアンドビルドによる効果（住民サービス及び財源等）等について、説明できるようにして要求すること。
- (3) その他、子育て支援、防災・減災、地方創生、健康増進、雇用対策等、現下の課題について十分配慮して予算計上し、重点事業を選定すること。

3 その他

- (1) 決算等を精査し、実態と乖離した予算となっているものがあれば是正すること。
- (2) 他課に関連する事務事業については十分調整し、予算の重複計上等が生じないようにすること。
- (3) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を把握し、予算編成に反映させること。また、国や県の施策の中で、協働・連携すべき事業があるかどうかについても十分確認・検討すること。
- (4) 補助事業については、事業効果について慎重に検討した上で選択すること。単独事業については、安易に継続するのではなく、厳しく精査した上で、真に必要な事業を計上すること。
- (5) まちづくりの推進と財政健全化の両立を図るため、国・県補助金等について、確実な財源確保を図り、町債及び一般財源所要額の縮減に努めること。

歳入に関する事項

1. 町 税

歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意すること。また、課税客体的確な捕捉と収納対策の強化を図り、過年度分を含めた収納率の向上を図ること。

2. 使用料、手数料及び分担金、負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、周辺市町の状況等を踏まえ、料金、料率を再検討し、適正な設定に努めること。変更を必要とする場合は、見積書にその旨付記すること。

滞納繰越分については、社会的な公正を確保する観点から、厳正な対応を図るべきものであり、収納率の向上を図ること。

また、目的外使用料については、条例等に基づき適切に見積もること。

3. 国・県支出金

国・県支出金の削減の動向等には十分留意するとともに、原則、補助金等が廃止された事業について、安易に単独事業費に振替えしないようにすること （住民生活に多大な影響を及ぼすものについては早期に県担当部局等に制度継続を要望すること）。

補助事業であっても補助金以外は町の負担となるので事業の必要性や効果を慎重に検討すること。

4. 財産収入

遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、不用と考えられるものについては適正な価格をもって売却することとし、歳入の確保を図ること。

5. 町債

起債の対象とする事業は企画財政課で決定するので、予算要求の入力は不要。

6. その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的に財源を確保するよう努めること。

歳出に関する事項

1. 報酬、職員人件費等

時間外勤務の見込みについては、見積書の余白又は別紙に業務内容の詳細、時間外勤務を要する理由を明記すること。なお、恒常的となっている時間外勤務については抜本的な改革が必要と考えられるため、改革案を検討し新年度予算ヒアリング時に示すこと。

委員会の回数は必要最小限とすること。

2. 建設事業費等

事業費の見積りに当たっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

3. 扶助費等

対象者及び所要経費の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込むこと。特に単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

4. 物件費等

補助事業に伴う事務費の計上については、単に消耗品費に充てるのではなく、燃料費や通信運搬費、使用料等が補助対象経費になる場合、最も効率的な要求を行うこと。

(1) 旅 費

- ・出張の必要性、人員等に十分配慮し、原則として鉄道使用で見積ること。
- ・電子メールの活用等により出張回数の通減が図れるよう、関係機関と協議すること。
- ・研修旅費は、必ず行先、目的等を詳細に記入すること（宿泊を要する一般職員の研修旅費があれば、添付の様式による研修計画書を提出すること）。
- ・負担金の中に旅費が含まれている場合は、別紙「負担金・補助金・交付金予算見積額一覧表」に内容を記入すること。

(2) 需 用 費

- ・消耗品費 一括購入により単価引き下げを図ることとしているため、別添一覧表の消耗品については予算要求しないようにすること（出先機関は除く）。
- ・燃 料 費 ガソリン 163 円、軽油 152 円、灯油 123 円、A 重油 126 円（消費税別、単価改正がある場合は連絡します）。

- ・光熱水費 電気料、水道料、ガス代は、6年度実績見込みを基本とし、通年所要見込額を計上すること。

※ただし、水道料金については、6年度実績見込みの1.05倍を基本として計上すること。

※その他、個別の事情がある場合は加味すること。

なお、光熱水費について、過去の実績と比べ著しく使用量が増えている場合は、原因をよく分析・把握すること。

- ・修繕料 施設や公共物の修繕については、緊急性、危険性の度合を考慮し、課内で検討した上、優先順位を付けておくこと。

(3) 通信運搬費

郵便料金は令和6年10月1日からの改定単価で見積もること。

(4) 委託料

- ・前年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。
- ・施設や設備の維持管理等の委託料については、業務内容や範囲等を見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

(5) 備品購入費

購入は必要最小限に止め、できるだけ現有備品を有効に活用すること。

5. 負担金補助及び交付金

(1) 負担金

近隣団体との整合を図ること。全県的な法令外負担金（各種団体負担金、会費等）は、原則として県市町会審査済のものに限られているので、確認のうえ、手続きがなされていないものは照会すること。

(2) 補助金

補助の目的、効果、対象団体等の活動状況や決算等を精査し、不適切な支出がある場合、前年度からの繰越金が町の補助金を上回っている場合や支出効果の乏しいもの等については、従来の慣例にこだわることなく、減額・廃止を検討すること。

特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計については、一般会計に準じて行うこととするが、各会計内での収支の均衡を図り、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。